

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月29日
【会社名】	株式会社石井鐵工所
【英訳名】	Ishii Iron Works Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石井 宏治
【本店の所在の場所】	東京都中央区月島三丁目26番11号
【電話番号】	03 - 4455 - 2500 (ダイヤルイン)
【事務連絡者氏名】	経営管理部総務グループマネージャー 平澤 康晴
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区月島三丁目26番11号
【電話番号】	03 - 4455 - 2500 (ダイヤルイン)
【事務連絡者氏名】	経営管理部総務グループマネージャー 平澤 康晴
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2020年6月24日開催の当社第154期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2020年6月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当金 当社普通株式1株につき金50円

総額 184,297,300円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

石井宏治、石井宏明、中西真進、吉田寛の4氏を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

角島義之、井本憲邦、河村博の3氏を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は年額5千万円以内、また、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、年30,000株以内とするものであります。

第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈並びに取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

退任取締役大山信一氏に対し、当社の定める一定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会に一任するものであります。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の退職慰労金制度廃止に伴い、重任する取締役（監査等委員である取締役を除く。）石井宏治、石井宏明、中西真進の3氏に対し、当社の定める一定の基準による相当額の範囲内でそれぞれ本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を打ち切り支給するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成割合(%)	決議結果
第1号議案 剰余金の処分の件	28,277	192	0	99.32	可決
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件					
石井 宏治	23,247	4,222	0	84.62	可決
石井 宏明	26,653	816	0	97.02	可決
中西 真進	26,701	768	0	97.20	可決
吉田 覚	26,691	778	0	97.16	可決
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件					
角島 義之	26,697	772	0	97.18	可決
井本 憲邦	26,479	990	0	96.39	可決
河村 博	26,710	759	0	97.23	可決
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	24,130	4,339	0	84.75	可決
第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈並びに取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件	26,170	2,293	0	91.94	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案、第4号議案および第5号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。
- ・第2号議案および第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成によります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上